

京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第46号）（行財政局人事部人事課）

地方公務員法の一部改正に伴い，人事行政の運営の状況として，職員の人事評価及び退職管理の状況の概要を公表しなければならないこととしました。

また，行政不服審査法の全部改正に伴い，規定を整備しました。

この条例は，平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第46号

京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正す
る条例

京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正
する。

第2条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及
び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号を同条第7号
とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、
第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第3条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)